

令和元年9月定例会提出 予算・一般議案一覧

R1.8.27

	議案番号	議案の題名	概要	所管課
1	議案第93号～ 第101号	平成30年度 熊谷市一般会計歳入歳出決算ほか	平成30年度の一般会計、特別会計及び水道事業会計における歳入歳出決算は、全ての会計において収支の均衡を保ち、健全に予算の執行を終了した。	財政課 経営課
2	議案第102号	令和元年度 熊谷市一般会計補正予算(第3号)	別紙参照	財政課
3	議案第103号	令和元年度 熊谷市下水道事業会計補正予算(第1号)	別紙参照	経営課
4	議案第91号	専決処分の承認を求めることについて (市長及び副市長の給料の減額支給に関する条例)	市長及び副市長の令和元年8月及び同年9月の給料について、それぞれ10分の1を乗じて得た額を減じて支給するもの 令和元年8月1日から施行	職員課
5	議案第92号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度 熊谷市一般会計補正予算(第2号))	歳入歳出予算の補正 (参議院埼玉県選出議員補欠選挙事業 58,914千円)	財政課
6	議案第104号	熊谷市印鑑条例の一部を改正する条例	印鑑登録原票の登録事項等に旧氏を追加するもの 令和元年11月5日から施行	市民課
7	議案第105号	熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	「地方公務員法」の一部改正に伴い、成年被後見人又は被保佐人に該当して失職した職員に係る期末手当等の支給制限等に関する規定の整備を行うもの 令和元年12月14日から施行	職員課
8	議案第106号	熊谷市職員退職手当条例の一部を改正する条例	「地方公務員法」の一部改正に伴い、成年被後見人又は被保佐人に該当して失職した職員に係る退職手当の支給制限に関する規定の整備を行うもの 令和元年12月14日から施行	職員課
9	議案第107号	熊谷市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	「災害弔慰金の支給等に関する法律」等の一部改正に伴い、災害援護資金の借受人等に収入の状況に関する報告等を求めることができることとするもの 公布の日から施行	生活福祉課

10	議案第108号	熊谷市下水道条例の一部を改正する条例	排水設備指定工事店の指定の基準等に関する成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項の見直しを行うもの 公布の日から施行	下水道課
11	議案第109号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	「地方公務員法」の一部改正に伴い、成年被後見人又は被保佐人に該当して失職した職員に係る退職手当の支給制限に関する規定の整備を行うもの 令和元年12月14日から施行	経営課
12	議案第110号	熊谷市水道事業給水条例の一部を改正する条例	「水道法」の一部改正に伴い、新たに指定給水装置工事事業者更新審査手数料を徴収するもの 令和元年10月1日から施行	水道課
13	議案第111号	熊谷市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	非常勤消防団員の任用に関する成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項の見直しを行うもの 公布の日から施行	警防課
14	議案第112号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部改正に伴うもの ア 特定教育・保育施設が副食の提供に要する費用の支払を受けることができることとする規定の追加 イ 支給認定等に関する規定の整備 令和元年10月1日から施行 ほか	保育課
15	議案第113号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等の連携施設の確保に係る特例を定めるもの 公布の日から施行	保育課
16	議案第114号	熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	本市の定住人口の増加を促進するため、固定資産税等に係る課税免除の対象住宅の適用期限を延長するもの 公布の日から施行	資産税課
17	議案第115号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	「子ども・子育て支援法」等の一部改正に伴い、満3歳以上の小学校就学前子ども等に係る特定教育・保育施設	保育課

			及び特定地域型保育事業の利用について無償とすることとするもの 令和元年10月1日から施行	
18	議案第116号	市道路線の認定について	県道熊谷館林線及び玉井東通線の一部区間の供用開始等に伴う道路等の認定(29路線)	管理課
19	議案第117号	市道路線の廃止について	県道熊谷館林線及び玉井東通線の一部区間の供用開始等に伴う市道路線等の廃止(16路線)	管理課

令和元年度9月市議会補正予算(案)の概要

1 予算規模

(単位:千円)

会 計 区 分		補 正 前 の 額	補 正 額	合 計
一 般 会 計 補 正 予 算 (第3号)		66,561,940	13,415	66,575,355
特 別 会 計 の 計		24,160,000	0	24,160,000
企 業 会 計	下 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 (第1号)	6,037,000	26,213	6,063,213
	水 道 事 業 会 計	7,037,000	0	7,037,000
	企 業 会 計 の 計	13,074,000	26,213	13,100,213
合 計		103,795,940	39,628	103,835,568

2 歳出補正予算の主なもの

(1) 一般会計

(単位:千円)

款	事 項	補 正 額	備 考	担 当 課
3	民生費 空き家等対策事業	4,954	倒壊等の危険がある特定空家等に対し、除却等の必要な措置を行うため、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく行政代執行に係る経費及び財産管理人の選任に係る経費を計上する。	安心安全課
6	農林水産業費 かんがい排水補助事業	3,720	農業用水の安定供給のため、大里用土地改良区が実施する三ヶ尻地区のかんがい排水事業における揚水機場のポンプ設備経費等に対する補助金を追加する。	農地整備課

※その他、国・県の補助金額の改定に伴い、地域子育て支援拠点施設に対する補助金を追加する(3,233千円)。



熊谷市 記者クラブ取材情報（予算関連）

＜速報＞
令和元年度9月補正予算(案)概要
令和元年8月27日発表

事業の名称等
空き家等対策事業

1 事業概要

(目的)
地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている市内に9件存在する特定空家等のうち、生活道路に隣接し、かつ倒壊の危険が高くなり、近隣住民等への被害がおよぶ恐れがより高くなった1件について、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、法という。）に基づいて、所有者等に代わり市が代執行（除去等）をします。
また、相続人不存在の2件について、法に基づく特定空家等への措置を実施するため、民法による相続財産管理人選任の申出を行い、裁判所が選任した管理人が、特定空家等の管理等を行います。
特定空家等の除却及び管理等を行うことにより、地域住民等に被害が及ぶ保安上危険の恐れがある状態等の改善を図り、地域住民等の生命、身体、財産を保護することを目的とします。

(内容)
法に基づき市が代執行を実施する1件について、建物等の除却のための委託料を予算措置するものです。また、相続人不存在の2件について、市が利害関係人となり、相続財産管理人の選任の申出を行う手続に必要な手数料を予算措置するものです。

(今後の予定)
代執行を予定する1件の今後の措置について、あらかじめ熊谷市空家等対策協議会に諮りながら、法に基づく命令、代執行の措置等を段階的に進めます。なお、所有者等により改善がなされた場合は、代執行は行いません。
相続人不存在の2件については、選任された相続財産管理人が、裁判所の許可により特定空家等の管理・処分等を行うことができます。

(効果)
保安上危険な特定空家等を除却等することにより、近隣住民の生活環境を保全することができ、市民が安全・安心に暮らせるまちに寄与します。

2 特徴やPRポイント

- ・法に基づく行政代執行は、埼玉県内では坂戸市に次いで2番目ですが、家屋の除却については、県内初となります。（坂戸市は修繕と樹木の伐採）
- ・代執行に要した費用については、所有者等に納付を命じます。
- ・法を活用した相続財産管理人の申出は、埼玉県内では川口市、坂戸市に次ぐ3例目であり、県北地域では初となります。なお、本市では租税債権者として相続財産管理人制度の活用実績があります（7件）。
- ・相続財産管理人制度を活用することにより、空き家対策事業に一石を投じ、今後の所有者不明空家や土地問題の解決の道筋になると思われます。

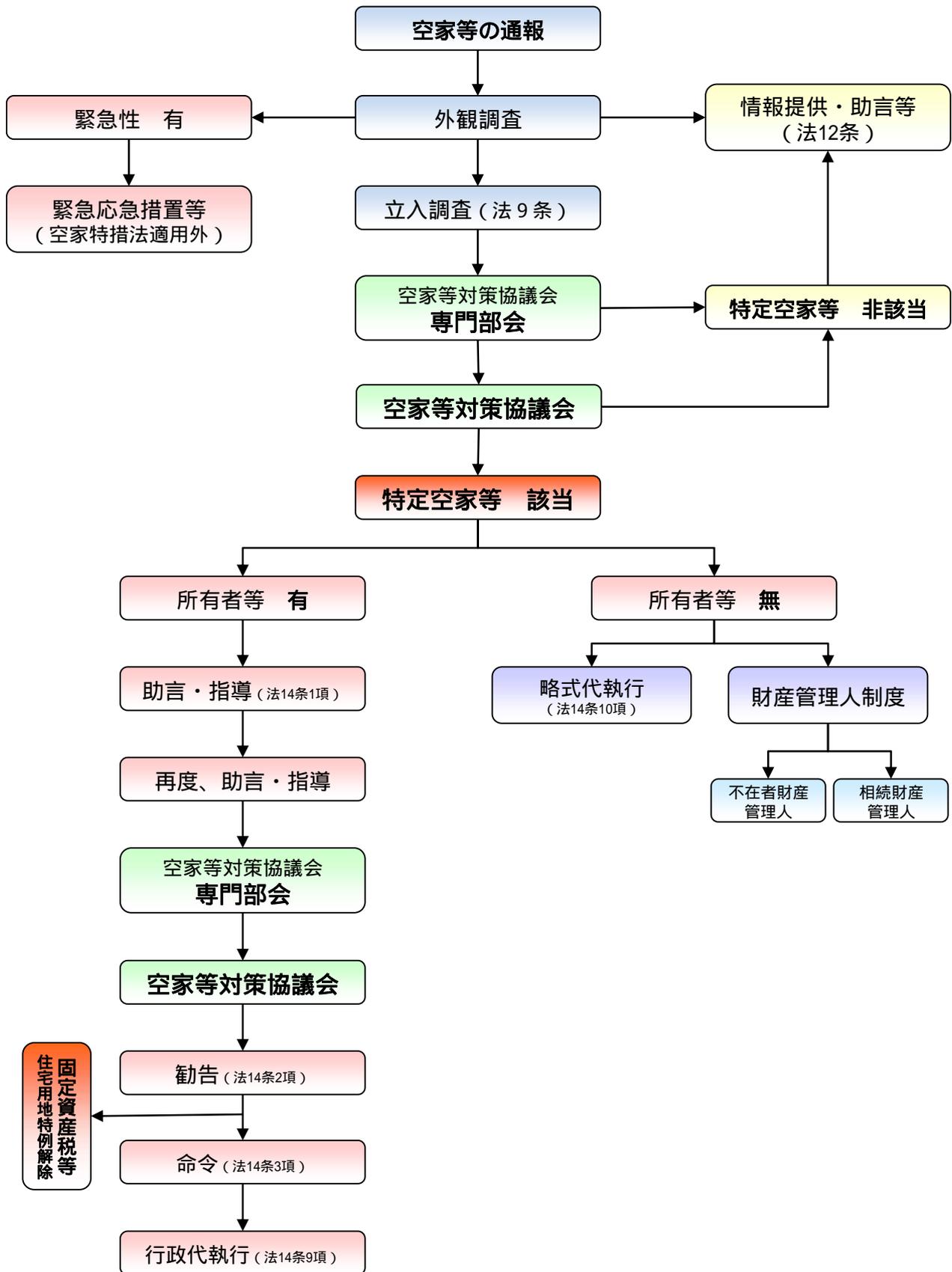
3 その他

- ・代執行を行う該当物件の場所等については、法第14条第11項に基づき命令の措置を行った後、法施行規則に基づき公示を行います。
- ・相続財産管理人が選任された物件の公表については、相続財産管理人との協議により決定します。

※ 資料の有無（ 有 ・ 無 ）

担当者 市民部 安心安全課 担当 持田
連絡先 TEL 048-524-1111 内線 328

特定空家等の措置の手順フロー





熊谷市

記者クラブ取材情報（予算関連）

<速報>
令和元年度9月補正予算(案)概要
令和元年8月27日発表

事業の名称等

かんがい排水補助事業

1 事業概要

【目的】

大里用水土地改良区が実施するかんがい排水事業（県費単独土地改良事業）「三ヶ尻地区」に対して、県の令和元年度予算が割当されたため、補助金を増額するものです。

【内容】

県費単独土地改良事業「三ヶ尻地区」
工種：揚水機場 受益面積：84.8ha（水田）

【事業目的】

農業用水の安定供給のため、大里用水土地改良区が実施する三ヶ尻地区のかんがい排水事業による揚水機場のポンプ設備等の更新により、パイプラインを通じて各ほ場に安定的に用水を配水します。

【事業実施内容】

事業期間：令和元年度
総事業費：12,400千円
電動仕切弁2基、スイング式逆止弁2基、空気弁1基の更新

2 特徴やPRポイント

経年劣化が著しく動作不良や漏水が発生しているため、更新することにより安定的な用水の供給配水が図られる。

3 その他

事業費負担割合
県33.0%、市30.0%、土地改良区37.0%

※ 資料の有無（ 有 ・ **無** ）

担当者 産業振興部 農地整備課 担当 齊藤
連絡先 TEL 588-1329 内線 321(妻沼庁舎) 直通588-1329